

「浜松市こども計画」策定に伴う パブリック・コメント制度意見募集の実施について

令和5年4月に、「こども基本法」が施行され、同法第10条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）を策定するため、平成15年4月から施行されている「パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、浜松市こども計画（案）についての意見募集を実施します。

パブリック・コメントの概要は、以下のとおりです。

【パブリック・コメントの概要】

1 対象案件

※詳細は別紙のとおり

2 案の公表および意見募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで

3 案の公表先

案については、こども若者政策課（ザザシティ浜松中央館5階）、区役所区振興課、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、市政情報室（市役所北館2階）、市民協働センター（中央区中央一丁目）、中央図書館（行政資料コーナー）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

また、浜松市公式ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載

4 意見の提出方法

意見（住所、氏名または団体名、電話番号、Eメールアドレスを記載）を直接持参または郵便、FAX、Eメールでこども若者政策課へ提出

また、ホームページ上の「意見入力フォーム」から直接意見を提出

5 意見の処理方法

提出された意見に対して、後日、市の考え方を公表します。

（公表先は案の公表先と同じ）

6 その他

広報はままつ（12月号）に情報を掲載